

令和4年第4回砂川市議会定例会

令和4年12月5日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 4年 3定 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第 7号
- 4年 3定 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求める
議案第 8号 ことについて
- 4年 3定 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第 9号 について
- 4年 3定 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め
議案第10号 ることについて
- 4年 3定 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
議案第11号 を求めることについて
- 4年 3定 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を
議案第12号 求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

- 議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

北谷 文夫議員

多比良和伸議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 5日
至 12月 7日 3日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 4年 3定 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて

議案第 7号

4年 3定 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定める

議案第 8号 ことについて

4年 3定 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めること

議案第 9号 について

4年 3定 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め

議案第10号 ることについて

4年 3定 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議案第11号 を定めることについて

4年 3定 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を

議案第12号 求めることについて

日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 7 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 議案第 4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（11名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
飯 澤 明 彦 君	北 谷 文 夫 君
沢 田 広 志 君	辻 勲 君
小 黒 弘 君	

○欠席議員（1名）

議 員 増 井 浩 一 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	井 上 守

総務部審議監	安原雄二
市民部長	河原希之
保健福祉部長	安田貢久
経済部長	中村一久
経済部審議監	東正人
建設部長	近藤恭史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基彦
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上守
-------------	-----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村一久
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	斉藤亜希子
事務局係長	野荒邦広

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和4年第4回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 為国修一君 本日の会議に欠席と届出のありました議員は、増井浩一議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び多比良和伸議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

12ページ、総務部総務課の関係では、2点目の懲戒処分について、市民部税務課の職員が起こした市税等の横領事案に対し、副市長を委員長とする懲戒審査委員会を開催し、審査した結果、当該職員が行った行為は地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するものとし、11月16日付で免職の懲戒処分を行ったところであります。また、管理監督責任として当該職員の上司である部長に対して減給10分の1、1か月、

課長及び係長に対して減給10分の1、3か月の懲戒処分を同日付で行ったところであります。

13ページ、市長公室課の関係では、5点目の砂川市政功労者表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、市政功労者1名、貢献1名、1団体の表彰及び永住功労者104人、高額寄附者3件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、6点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月11日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、14ページ、7点目の地域力UP講座について、11月7日、10日、14日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味のある方を対象に、地域力UP講座を開催し、講師からの講話のほか、ワークショップを実施し、受講者26人、延べ50人の参加があったところであります。

次に、8点目の消防団の力向上モデル事業、水防訓練の実施について、10月25日、行政、住民が自助、共助、公助を効果的に発揮できる防災体制を確立し、地域防災力を向上させるため、消防団活動の充実、促進を図る消防団の力向上モデル事業の水防訓練として土のう積み訓練を消防団員など30人で実施したところであります。

次に、17ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、9月20日から21日まで、市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところであります。

次に、23ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、4点目の新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種について、オミクロン株対応ワクチン接種について、9月24日及び30日の集団接種時に従来型ワクチンから切り替えて接種を行ったところであります。また、2回目の接種を完了した12歳以上の方の接種間隔が5か月以上から3か月以上に短縮されたことに伴い、4回目の接種を終えている、主に60歳以上の方の5回目年内接種が可能となったことから、接種体制の見直しを図ったところであります。集団接種会場は、11月17日から原則平日の午前、午後にふれあいセンターで、原則土曜日の午前に市立病院で実施し、11月18日から市内高齢者施設等の入所者及び従事者に対する巡回接種を実施したところであります。

次に、24ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目のチーム“SUNAGAWA”ブランディングプロジェクトについて、9月20日、地域交流センターゆうにおいて、株式会社ジェイアール東日本企画地域プロデューサーの山本聖氏を講師に迎え、「あらためて地域ブランドを学ぶ～稼ぐ地域を作るためのこれまでとこれから」をテーマに、チーム“SUNAGAWA”団結セミナーを開催したほか、一般社団法人オアリパ設立に関するパネルディスカッションを行い、オンラインでは21人、地域交流センターゆうで

は42人、合計63人の参加があったところであります。

また、11月13日、札幌芸術の森において、ジャズイベント「ともだちコンサート in SAPPORO」の域外販売会に参加し、砂川市及び地域ブランド「オアリパ」のPR活動のほか、一般社団法人オアリパが12事業者19商品を取りまとめて販売を行ったところであります。

次に、31ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は45件、995万9,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は16件、990万9,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は7件、130万7,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は10件、394万1,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、8点目の砂川市空家等対策計画の策定に向けた取組について、9月29日、第2回砂川市空家等対策推進会議を開催し、次年度以降の空き家等対策に関する基本的な方針や取組等について協議し、また11月15日には第3回会議を開催し、計画書(素案)の変更点等について協議し、承認されたところであります。

次に、9点目の住み替え支援事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は7件、70万円、(2)同居近居促進補助金は6件、50万円、(3)子育て支援補助金は14件、260万円、(4)移住促進補助金は4件、80万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は5件、50万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、32ページ、12点目の宮川団地跡地の売却について、子育て世帯等の移住定住の促進を図る目的で公募売却していた宮川団地跡地について、4月8日から7月29日及び9月5日から10月7日の期間で全6区画に応募があり、移住・子育て世帯2件、移住世帯1件、子育て世帯2件、その他1件と契約を完了したところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について、4月19日、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に、国語・算数・数学・理科の科目で実施した調査について、全校の結果を集約し、9月28日開催の第9回砂川市教育委員会会議定例会で報告しました。

次に、3点目の砂川市仲間づくり「子ども会議」について、11月30日、公民館において開催され、市内小中高校の児童会・生徒会代表者20人が参加し、いじめのない学校づくりに向けたグループ協議などを行い、5つの啓発メッセージを作成しました。

次に、2ページ、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の開催について、第4回準備委員会を9月20日に、第5回準備委員会を11月8日に市役所で開催し、第4回では報告のほか義務教育学校の制服等に関するアンケートの内容及びスクールバス利用の手引に関わる協議、第5回では報告のほか、義務教育学校の制服等に関するアンケートの内容及びスクールバスの運行マニュアルに関わる協議を行い、いずれも委員18人が出席しました。

次に、2点目の義務教育学校建設セミナーの開催について、10月5日、地域交流センターゆうにおいて、設計事務所等を説明員に、令和の日本型学校教育の流れと設計上における新しい学校施設の在り方の説明、小中一貫校・義務教育学校の設計事例紹介を行い、36人に参加いただきました。

次に、3ページ、3点目の小小連携事業、第1回5校交流会の開催について、10月21日、総合体育館において、小学6年生を対象にレクリエーションによる交流を行い、児童103人が参加しました。

次に、4点目のスクールバスの実証調査運行について、10月31日、令和5年度の中学校統合に伴うスクールバスが3台納車され、本格運行時に安全かつ円滑な走行となるよう問題点等を確認、精査するため、11月1日から実際の経路を使い実証調査運行を開始しました。

次に、5点目の義務教育学校の建設形態決定について、11月25日、市長部局との協議、判断を経て建設形態を新築として、現砂川中学校敷地内に建設することで決定し、11月29日開催の第1回砂川市教育委員会会議臨時会で承認いたしました。

次に、6点目の石山中学校閉校記念式典について、11月27日、砂川市立石山中学校閉校協賛会の主催により挙行され、在校生や学校関係者をはじめ、来賓や地域の方々など約150人が参加しました。

次に、社会教育課所管では、1点目の「愛のリングプル運動」車椅子贈呈式について、10月14日、地域交流センターゆうにおいて贈呈式が開催され、すながわ子どもセンター協議会から社会福祉法人札幌緑花会砂川希望学院へ車椅子1台を贈呈しました。

次に、5ページ、公民館所管では、1点目の砂川市文化財保護審議会の開催について、9月1日、公民館で開催し、委嘱書の交付、砂川市文化財保護制度の説明などを行い、委員7人が出席しました。

次に、2点目の各種事業についての(3)第53回砂川市民文化祭について、10月15日、16日に地域交流センターゆうで市内を拠点とする文化活動団体等の芸能発表及び文芸展示作品の展示などが実施され、参加者は発表団体、芸能部門22団体、文芸展示部

門19団体、鑑賞者約160人でありました。

次に、6ページ、図書館所管では、1点目の蔵書点検について、8月31日から9月7日までの8日間、図書の所蔵状況を把握するため、9万6,860冊を対象に点検を実施した結果、紛失本は一般書6冊、児童書1冊でありました。

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第5 4年3定議案第7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を
求めることについて
- 4年3定議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決
算の認定を求めることについて
- 4年3定議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の
認定を求めることについて
- 4年3定議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計
決算の認定を求めることについて
- 4年3定議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処
分及び決算の認定を求めることについて
- 4年3定議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分
及び決算の認定を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、令和4年第3回定例会議案第7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） 令和4年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第7号から第12号までの令和3年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月14日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に武田真委員が選出され、続いて10月3日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、令和4年第3回定例会議案第7号から第12号までを一括採決いたします。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は、令和4年9月22日木曜日午前10時30分頃。事故発生場所は、砂川市空知太東1条2丁目1番1号、コメリパワー砂川店駐車場であります。損害賠償の相手方、相手方物件、当市運転手は、記載のとおりであります。当市車両名はスバルインプレッサ、札幌301め7913であります。事故の概要は、コメリパワー砂川店駐車場において、当市公用車がフロントから駐車しようとしたところ、車両位置が悪く、停車位置を整えるため切り返して後進させた際に、車両後方に駐車していた相手方車両のフロントバンパーに接触した事故であります。過失割合は当市車両が100%、賠償金は11万4,802円であり、専決処分年月日は令和4年11月10日であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和4年9月28日であります。

専決処分の理由であります。令和4年度一般会計補正予算について、電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として、国による緊急支援給付金事業を実施するため、また新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン接種を実施するため、令和4年度同会計予算の補正について、特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正をいたしましたので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,847万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億589万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今補正による臨時事業であります。12ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に要する経費1億6,843万1,000円の補正は、国による緊急支援給付金事業として令和4年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を給付するために係る経費であり、対象世帯を3,300世帯とした緊急支援給付金のほか、職員手当であります。

次に、14ページ、4款衛生費、1項2目予防費で二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費8,004万3,000円の補正は、9月16日開催の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る自治体向け説明会において、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種の詳細が示され、特例臨時接種の実施期間が令和4年9月30日までから令和5年3月31日まで延長されたほか、一部オミクロン株対応ワクチンの配分も行われたことから接種体制の構築をし、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施するために係る経費であり、集団接種等に係るワクチン接種委託料、各種医療機関で実施するワクチン接種負担金などであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ総括でご説明いたします。

15款国庫支出金で2億4,792万8,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

21款諸収入で54万6,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種負担金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第13号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第13号の専決処分の承認を求めることについて質疑をするのですが、今提案説明があった内容等は広報でも報告されたりして分かっているのですが、ただ1点だけなのなのですが、専決処分の理由として議会を招集する時間的な余裕がないためということが今回の専決処分ということになっております。

この辺の時間的な余裕がないというところを、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 専決処分させていただきました2本の事業について、ただいまその時間的な余裕ということでご質問いただきましたので、答弁申し上げます。

まず、電気・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金事業につきましては、9月9日に開催されました政府の物価賃金生活総合対策本部において電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり5万円を給付することが決定されたものであります。この給付対象者につきましては、基準日を9月30日とする住民基本台帳登録者と定められたことから、本市といたしまして早急に対象者の抽出を進める必要があり、本市におけるそのデータ抽出ですとか、ある

いは対象となる方への確認書の発送、これを10月中に行うこと。また、家計急変世帯の申請についても早期の周知が必要ということで、広報については10月15日号に掲載させていただいておりますが、これらの対応について事務処理を迅速に進めていくため、専決処分により補正予算を措置させていただいたところでございます。

また、オミクロン株ワクチン接種費用につきましては、9月16日に開催されました国の説明会において、オミクロン株に対応したワクチンの対象者、接種間隔など実施方法の詳細が示され、同日付で9月20日から適用する法令改正等が行われたものでございます。

内容としまして、接種対象者は2回目の接種を終えている12歳以上の方と。この時点においては、接種間隔はまだ5か月以上といったことでございましたが、特例臨時接種については、実施機関が来年度末までといった延長が示されたところであり、これらの具体的な内容が9月中旬に示されたのに対し、10月以降、接種体制を早急に確保しながら接種の事務を進めていかなければならない状況にあったことから、9月28日付でこちらも専決処分をさせていただいたところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほども言ったとおり、補正の内容は電力・ガス・食料品等ということ、つまり国の助成金で全額、ワクチンも同じ。ここはもう分かるのですが、我々議会にとっては、その議決権というのが大事な基本的な事項なのです。

それで、今回の補正予算は総額2億4,792万円以上という大きな金額になっていて、できれば臨時会等を開いていただいて、私たちの議決をしっかりと取っていただきたいかと思うわけです。もちろん地方自治法第179条の規定には、市長が専決処分をすることができるということの中に、議会を招集するいとまがない、ここの専決処分の理由では議会を招集する時間的余裕がなかったため、まさにここの状況ではあるのですが、私たち議員からすると、まず広報すなわち10月15日号で掲載されました。そこを、まず先に見ました。これは、先ほど言った電力・ガス・食料品等の価格、いわゆる支給する支給事業費の内容はかなり詳しく掲載されていたので、そこは見ました。同じ事業の中で、社会経済委員会では10月28日に報告をされています。できれば、私たち議員、直接市民の方々にこの支援金あるいはワクチンのこと、非常に密接に関わる問題ですから、まず議員は知っておきたいです。そのためには、この議場で臨時会を開いていただいて、そして我々もそこに向かっていろいろ審議をする。そこで、初めて議決ができるということになるのです。これは、執行側と議会との基本的な関係なのですけれども、もちろん市長には専決処分をすることはできることはあるのですけれども、できればずっと市長もおっしゃっていたので、つまり執行側、市と私たち議会は両輪だということを考えていくと、臨時会を開くいとまが本当になかったのだろうか。市長、私ずっと議員やっていますけれども、いつでも臨時会を開かれたら、その招集に応じて来れる準備をしております。それが議員の務めだとも思っているのです、ここのところはしっかりと臨時会を開いて、そして

議決をしてほしかった。私たちが議決をするということですがけれども、その手続をしてほしかったと思うわけです。

今の部長のお話でいくと、本当にそのいとまがなかったのかどうなのか。つまり時間的な余裕がなかったのかどうか、分からないのです。これ以上の説明、執行側から時間的な余裕がなかったということについての詳しい説明はいただけるものなのかどうなのか。先ほども言ったとおり、広報すながわで10月15日号、社会経済委員会では10月28日、遅い、その報告がですよ。なぜこの臨時会が開かれなかったのかということについて、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 臨時会、本来開催させていただく中で補正予算の審議をいただき、ご指摘のところのとおりが大原則であることは重々承知しているところでございますが、1回目の答弁でも申し上げましたように、この両方の事業共に国から示された基本的な内容が9月中旬から下旬であった。それに対しまして、本市として事務執行を10月、9月の末から早急に始めさせていただきたかった。ついては、例えばワクチンであれば当初予算で計上させていただいているワクチン予算については、国からその接種期間が最初は9月末までといったことでありましたが、来年度末までの延長が示された中、10月に入ってすぐ医師会等との延長の契約といった行為もさせていただきたかったものですから、非常に時間的にタイトであったといった事情がございまして、つきましては今回については専決処分により9月28日をもって予算を措置させていただき、対応させていただいているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 緊急であったということもある程度理解はしました。

ただ、これだけ大きな金額を承認するということについては、私たちの責任というのも大きいということも理解をしていただき、できれば専決処分ではなく、緊急であっても私たち十分対応しますので、臨時会を開いていただくという、この基本的な考え方、今後もしっかりと心に留めておいていただきたいと思います。

以上をもって質疑を終わります。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

- ◎日程第8 議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第8、議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の8件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 私から議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第5号、議案第6号についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の定

年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入等を図るため、砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口減少する中、複雑、高度化する行政課題への的確な対応等の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが必要となっていることから、国家公務員について令和5年度から定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図るため、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務等の制度が新たに設けられます。国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるとされている地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講じる旨の地方公務員法の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなったことから、本市においても法に基づき新たな人事制度を導入しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては15ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員の定年等に関する条例の一部改正であります。題名の次に目次として第1章から第5章まで及び附則を付し、第1章総則と付すものであります。

第1条は、趣旨の定めであり、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を、「以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に第2章定年制度と付すものであります。

第3条は、定年の定めであり、本文中「60年」を「65年」に改めるものであります。

この後、条文を加える部分につきましては、条文の要旨を説明させていただきます。

第4条は、定年による退職の特例の定めであり、第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「範囲」を「範囲内」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、16ページを御覧願います。各号列記以外の部分にただし書として、異動期間を延長し、定年退職日に管理監督職である職員については、当該異動期間を延長した場合で、市長から引き続き勤務することの承認を得たときに限るものとし、その期限について異動期日の末日の翌日から起算して3年を超えることができないと規定を加え、第1項中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、第3号中「その」を「当該」に、「と

き」を「こと」に改め、第2項中本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、第4項中「任命権者は」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改めるものであります。

17ページを御覧願います。本則に3章を加えるものであり、第3章を管理監督職勤務上限年齢制とし、第6条は管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の定めであり、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の対象となる者は、医師を除いた管理職手当を支給される職員の職と定めるものであります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢の定めであり、役職定年の年齢を60歳と定めるものであります。

第8条は、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準の定めであり、任命権者が役職定年年齢に達している者を他の職へ降任等を行うに当たり、法の定めるもの以外に遵守しなければならない基準として当該職員の人事評価の結果または勤務の状況及び職務経験等に基づき、標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職に降任等をする。人事の計画その他の事情を考慮して、できるだけ上位の職制上の段階に属する職に降任等をする。降任等をする際の職位は、やむを得ないと認められる場合を除き、役職定年の前に当該職員よりも上位の職位にあった職員が降任等をするときの職位と比べ同じ職位または下位の職位とすると定めるものであります。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例の定めであり、任命権者は、役職定年の対象職員について、他の職に異動することで公務の運営に著しい支障を生じる場合には、特例として1年単位で異動期間を延長し、引き続き管理職として勤務させることができると定めるものであります。

20ページを御覧願います。第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の定めであり、任命権者は、異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないと定めるものであります。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の定めであり、任命権者は、異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものと定めるものであります。

第4章を定年前再任用短時間勤務制とし、第12条は、定年前再任用短時間勤務制の任用の定めであり、任命権者は、60歳に達した日以降に退職した者を本人の意向を踏まえ、

勤務実績等により定年退職日に当たる日まで短時間勤務の職に採用することができるものと定めるものであります。

第5章を雑則とし、第13条は、委任の定めであり、この条例の施行に必要な事項を規則に委任すると定めるものであります。

21ページを御覧願います。附則に2項を加えるものであり、附則第4項は、定年に関する経過措置の定めであり、令和5年4月1日以降、令和13年3月31日まで、現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を引き上げると定めるものであります。

附則第5項は、情報の提供及び勤務の意思の確認の定めであり、任命権者は、当分の間、60歳が定年となる職員が60歳に達する年度の前年度に60歳到達後における任用、給与等の必要な情報の提供を行い、勤務の意思を確認するよう努めると定めるものであります。

22ページを御覧願います。第2条は、砂川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。

第3条は、減給の効果の定めであり、「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、後段として、この場合において、その減ずる額が現に受ける給与の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとするを加えるものであります。

23ページを御覧願います。第3条は、公益的法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、職員の派遣の定めであり、第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。）」を削り、第3号中「地方公務員法第22条に」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に」に改め、第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に第5号として砂川市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員と加えるものであります。

24ページを御覧願います。第4条は、砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、1週間の勤務時間の定めであり、第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「係わらず」を「かかわらず」に、「ついて第1項」を「ついて同項」に改めるものであります。

第3条及び第4条は週休日及び勤務時間の割り振り、第12条は年次有給休暇の定めであり、それぞれ「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第19条は、非常勤職員の勤務時間、休暇等の定めであり、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「係わらず」を「かかわらず」に改めるものであります。

26ページを御覧願います。第5条は、砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、育児休業をすることができない職員の定めであり、第2号中「昭和59年条例第5号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えるものであります。

第10条は、育児短時間勤務をすることができない職員の定めであり、第2号中「砂川市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、第3号として異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えるものであります。

第15条は、部分休業をすることができない職員の定めであり、第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものであります。

27ページを御覧願います。第6条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第2条の2は、再任用職員の給料の定めであり、全文を改めるものであり、見出しを定年前再任用短時間勤務職員の給料とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、給料表の給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすると定めるものであります。

第7条の2、専従退職者の給与の定めであり、「地方公務員法」を「法」に改めるものであります。

第8条は、支給の範囲の定めであり、第1項中「すべて」を「全て」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第12条は、支給の額の支給の方法の定めであり、第13条は特殊勤務手当の定めであり、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第29条は、寒冷地手当の定めであり、第33条及び第36条は支給の額の定めであり、第39条は支給の範囲の定めであり、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

附則に6項を加えるものであり、附則第14項は、当分の間、60歳到達後の定年年齢までの間の職員の給与月額は、7割の水準に引き下げる。

附則第15項は、臨時的に任用される職員等、医師、異動期間を延長された職員、定年による退職の特例により勤務している職員については、給料月額の7割水準の適用除外となる。

附則第16項は、他の職への降任等をされた職員で、降任等をされた日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、60歳に達した日後における最初の4月1日に当該職員に適用される7割水準の給料月額が降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料月額の7割水準の額に達しない場合には、当分の間、その差額を給与として支給する。

附則第17項は、前項の差額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額の合計額が当該職員の属する勤務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合の読替えについて。

附則第18項は、差額が支給される職員との権衡上の必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

附則第19項は、差額を支給される職員以外の附則第14項の規定を受ける職員で、任用の事情を考慮して差額を支給される職員の権衡上の必要があると認められる職員は、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、第3項の規定に準じて算出した額を給料として支給すると定めるものであります。

別表第2、別表第4、別表第5中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

32ページを御覧願います。第7条は、砂川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条は、任命権者の報告事項の定めであり、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものであります。

33ページを御覧願います。第8条は、砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第2条は、給与の種類のためであり、第1項中「第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第3項中「（地方公務員法第28条の4第1項又は同法第28条の6第1項の規定により採用された職員（以下「再任用常勤職員」という。）を除く。）」を削り、第4項中「再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員（以下これらを「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

34ページを御覧願います。附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行するものであります。

第2条は、砂川市職員の再任用に関する条例の廃止のためであり、砂川市職員の再任用に関する条例は、廃止するものであります。

第3条は、勤務延長に関する経過措置の定めであり、第1項は改正前の条例の規定により勤務延長された職員については、改正後の条例施行後に公務の運営に著しい支障が生じ

る等の理由があると認めるときは、勤務延長の期限を延長することができるものとし、その期限は改正前の条例による当該職員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第2項は、定年引上げ後に前年度までに引上げ前の定年に達している者は、勤務延長後に定年に引き上げられた職に転任すると、転任等を行うことはできない。

第3項は、勤務延長に関し職員の同意を得ること、勤務延長期間を繰り上げること及び勤務延長に係る必要な手続については、第1項の規定による勤務により準用すると定めるものであります。

第4条及び第5条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置の定めであり、暫定再任用職員の再任用について経過措置を設けるもので、第4条は任命権者が65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者について、改正前の条文または改正後の条例による定年に達する者を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、暫定再任用職員として採用することができるものとし、その任期は1年を超えない範囲内で更新が可能であり、更新する際は勤務実績や人事評価等に基づき良好である場合にあらかじめ本人に同意を得た上で行うことができると定めるものであります。

37ページを御覧願います。第5条は、任命権者は、定年に達している者を暫定再任用短時間勤務職員と採用することができるものとし、その他は前条の規定を準用すると定めるものであります。

第6条は、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢の定めであり、施行日前に退職した職員を暫定再任用として採用し、昇任、降任、転任するためには当該職員が就こうとする職について、改正前の条例で定める定年に達していることが必要ですが、施行日以後に新たに設置された職については含まれないことから、その職に就くことはできないこととなるため、その職については施行日前に設置されたものとした場合における定年とすると定めるものであります。

第7条は、令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢の定めであり、短時間勤務の職に任用することができる者を定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員としているが、その職及び年齢については前条と同様とする経過措置を設けると定めるものであります。

第8条は、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員の定めであり、施行日以後に退職した者の暫定再任用は、その職に係る定年年齢に達している者が対象であるが、定年が引き上がる日においては一旦定年年齢に達していた者が再び定年年齢未満になるため、これらの者について当該日以後も定年に達しているものとみなし、その職及び年齢について附則第6条と同様とする経過措置を設けると定めるものであります。

第9条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置の定めであり、定年引上げ年度の前年度までに引上げ前の定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員については、定年相当年齢が引き上げられた定年前再任用短時間勤務の職に就くことができないと定めるものであります。

40ページを御覧願います。第10条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢であり、令和5年度中60歳となる職員に対し、61歳に達する令和6年度から適用される任用及び給与に関する内容、その他必要な情報を提供し、勤務の意思の確認を行うと定めるものであります。

第11条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正に伴う経過措置の定めであり、第1項は改正後の砂川市職員諸給与条例附則第14項から第19項までの規定は、改正法の規定により勤務延長された職員には適用しない。

第2項は、常勤勤務の暫定再任用職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額とする。

第3項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職の前項の規定を適用する場合の読替えについて。

第4項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる職の級に応じた給料月額に当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5項は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の砂川市職員諸給与条例の規定を適用する。

41ページを御覧願います。第6項は、扶養手当、寒冷地手当、住居手当は、暫定再任用職員には適用しないと定めるものであります。

第12条は、砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置の定めであり、第1項は暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

第2項は、扶養手当、寒冷地手当、住居手当は、暫定再任用職員には適用しないと定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○副議長 増山裕司君 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き各議案の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては13ページ、議案第7号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「100分の95」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「100分の45」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改めるもので、令和4年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の改正であります。3ページから12ページまでが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、15ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

14ページを御覧願います。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ「100分の100」に、第2項の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ「100分の47.5」に改めるもので、令和5年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前

の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第1の給料表の改正であります。給料月額を改めるものであり、3ページ及び4ページが改正後の給料表となっております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の215」を100分の10引き上げ「100分の225」に、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の108」を100分の5引き上げ「100分の113」に、在職期間が3か月未満の「100分の56」を100分の2引き上げ「100分の58」に改めるもので、期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の215」を100分の5引き上げ「100分の220」に、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の108」を100分の2引き上げ「100分の110」に、在職期間が3か月未満の「100分の56」を100分の1引き上げ「100分の57」に、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の225」を100分の5引き下げ「100分の220」に、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の113」を100分の3引き下げ「100分の110」に、在職期間が3か月未満の「100分の58」を100分の1引き下げ「100分の57」に改めるもので、令和5年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の215」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合には100分の215を、12月に支給する場合には100分の225」に改めるもので、令和4年の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の「6月に支給する場合には100分の215を、12月に支給する場合には100分の225」を6月支給分について

は100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ「100分の220」に改めるものであり、令和5年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、手数料徴収事項を新たに追加し、当該事項の根拠法令及び根拠条項等を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、条例改正の経緯についてご説明させていただきます。このたびの長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正についてであります。現行の長期優良住宅の認定制度は建築行為を前提として認定する仕組みであったため、既存住宅については増改築行為を行わない限り認定を取得することができませんでしたが、改正後は優良な既存住宅について増改築行為がなくとも認定できる仕組みが創設されたところであります。加えて、建築基準法の一部改正による条項の整理等を含め条文の整理をするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては9ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第2条関係）は、手数料の定めであり、（19）の項中「第7条第1項又は第18条第16項」を「第7条第4項又は第18条第17項」に改め、（21）の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改めるものであります。

10ページをお開き願います。（29）の項中「、第2項及び第3項」を「から第5項まで」に改め、ア中「1戸につき」を「当該申請が住宅の新築に係るものである場合については」に改め、「次に掲げる」の次に「当該申請に係る」を加え、「認定申請に係る住宅」を「当該申請及び当該申請と同時に行為された同一の住宅に係る認定申請」に、「100円」を「50円」に、「これを切り捨てる。以下この項及び次項」を「これを切り捨て、

50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
以下この項から(32)の項まで」に改め、イ中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の前に「アの場合において」を加え、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合については、1戸につき」を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この項から(32)の項までにおいて「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合については」に改め、「次に掲げる」の次に「当該申請に係る」を加え、「認定申請に係る住宅」を「当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請」に改め、イの次にウとして「当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合については、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額」、「(ア)1戸8万5,000円、(イ)2戸以上5戸以内19万3,000円、(ウ)6戸以上30万7,000円」を、エとして「ウの場合において長期使用構造等確認を受けた場合については、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額」、「(ア)1戸2万6,000円、(イ)2戸以上5戸以内4万4,000円、(ウ)6戸以上6万9,000円」を加え、ウ中「ア又はイの場合において、」を削り、「あつてはア又はイに規定する額に」を「については」に改め、「判定を行う場合」の次に「について」を加え、「ウ」を「オ」とするものであります。

次に、(29)の項の次に(30)の項として「長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」を加えるものであり、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項」、「ア 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額」、「(ア)1戸8万5,000円、(イ)2戸以上5戸以内19万3,000円、(ウ)6戸以上30万7,000円」、「イ 長期使用構造等確認を受けた場合については、1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額」、「(ア)1戸2万6,000円、(イ)2戸以上5戸以内4万4,000円、(ウ)6戸以上6万9,000円」とするものであります。

次に、(30)の項、ア中「、完了の予定時期又は」を「及び完了の予定時期、」に改め、「決定の予定時期」の次に「並びに区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期」を加え、イ中「ア以外の場合において、1戸につき」を「当該申請が住宅の新築に係るものである場合(アに掲げる場合を除く。)については」に改め、「次に掲げる」の次に「当該申請に係る」を加え、「変更認定申請に係る住宅」を「当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請」に改め、ウ中「住宅の品質確保の促進等に関する

法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査を「長期使用構造等確認」に改め、「変更がない場合」の次に「（以下この項及び次項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。）」を加え、「、1戸につき」を削り、「次に掲げる」の次に「当該申請に係る」を加え、「変更認定申請に係る住宅」を「当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請」に改め、14ページをお開き願います。ウの次にエとして「当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合（アに掲げる場合を除く。）については、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額」、「（ア）1戸4万9,000円、（イ）2戸以上5戸以内10万9,000円、（ウ）6戸以上17万4,000円」を、オとして「エの場合において長期使用構造等確認を受けた場合等については、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額」、「（ア）1戸2万円、（イ）2戸以上5戸以内3万4,000円、（ウ）6戸以上5万5,000円」を加え、エ中「イ又はウの場合において、」を削り、「第8条第2項」の次に「の規定」を加え、「にあってはイ又はウに規定する額に」を「については」に改め、「判定を行う場合」の次に「について」を加え、「エ」を「カ」とし、同項を（31）の項とするものであります。

次に、（31）の項の次に（32）の項として「長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料」を加えるものであり、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項」、「ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合、1,000円」、「イ その場合については、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額」、「（ア）1戸4万9,000円、（イ）2戸以上5戸以内10万9,000円、（ウ）6戸以上17万4,000円」、「ウ イの場合において長期使用構造等確認を受けた場合等については、1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額」、「（ア）1戸2万円、（イ）2戸以上5戸以内3万4,000円、（ウ）6戸以上5万5,000円」とするものであります。

次に、（31）の項中「決定した場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を、「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項を（33）の項とし、（32）の項中「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改め、同項を（34）の項とするものであります。

次に、16ページ、（33）の項から21ページをお開き願います。（37）の項まで

を2項ずつ繰り下げるものであります。

22ページをお開き願います。附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の215」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合には100分の215を、12月に支給する場合には100分の225」に改めるもので、令和4年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の「6月に支給する場合には100分の215を、12月に支給する場合には100分の225」、6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ「100分の220」に改めるものであり、令和5年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,723万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億9,312万6,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為であります。

4ページ、第2表、債務負担行為に記載のとおりであり、スクールバス運行管理委託は令和5年4月の砂川中学校と石山中学校の統合に伴い、遠距離通学となる石山中学校区の生徒への通学支援としてスクールバス3台により3経路の運行を行うものであり、令和5年4月1日から運行するに当たり、本年度内に契約行為を行う必要があること及び複数年契約とすることで運転手の人材確保や安定的な経営が図られることから、令和4年度から7年度までの債務負担行為を設定するものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは今補正による臨時事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費1億4,905万7,000円の補正は、ふるさと応援寄附金業務については昨年12月より民間の技術、知識を活用し、返礼品を通じて本市の特産品及び魅力をより広くPRし、寄附金の増加を図るため、寄附採納に係る業務、返礼品提供事業者との取引等の業務を民間事業者に委託しておりますが、本年度においても寄附受付サイトを14サイトに増やすとともに、返礼品の取扱数も昨年度の210品目から280品目へと増加させるなど寄附者の増に向けた取組に努めており、現時点における寄附件数及び寄附金額が当初の見込みを大きく上回るとともに、今後も増加が見込まれることから、寄附に対する返礼品に係る謝礼1億136万円及び通信運搬費803万円、手数料2,095万円、業務委託料1,871万7,000円を補正するものであります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金1億8,447万6,000円の減額は、積立金の減額により財源調整を図るものであります。

次に、4項3目知事・道議選挙費で二重丸、知事・道議選挙の執行に要する経費990万9,000円の補正は、令和5年4月9日執行の知事・道議選挙に係る令和4年分であり、選挙の執行に係る人件費及び委託料などであります。

次に、16ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費6,571万5,000円の補正は、国の物価高騰に対する追加対策として創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用するもので、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業の物価高騰対策支援給付金3,862万5,000円の補正は、物価高騰が続く中、厳しい経営環境にある介護、障害福祉、

医療サービス等の事業所を対象に北海道が実施する医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金の支給対象事業者に市として施設の種別や規模により支給されている道の支援金と同額を支給し、また支給対象とならない一部の事業者に対しても同等の支援金を支給するとともに、市独自の支援策として光熱水費等の増加分に応じて加算した支援金を給付するもので、高齢者世帯等冬季臨時福祉給付金支給事業の補正は厳冬期を迎え物価高騰が続く中、特に家計への影響が大きい低所得世帯である市民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち70歳以上の高齢者世帯、重度障害者世帯、ひとり親世帯に対し1世帯当たり1万円を支給することにより生活支援を行うもので、通信運搬費69万5,000円、高齢者世帯等冬季臨時福祉給付金2,600万円、事務経費として手数料などのその他の経費39万5,000円であります。

同じく2目障害者福祉総務費で一つ丸、障害者福祉システムに要する経費のシステム改修委託料42万5,000円の補正は、国では既存の医療保険データベース及び介護保険データベースに加え、障害福祉データベースを構築、運用し、障害福祉サービス等の給付費明細書等のデータを収集するとともに、医療分野、介護分野との連結分析を行うことを目的に、令和5年4月からデータベースの本格運用を開始することから、これに対応するため障害者福祉システムを改修するものであります。

次に、18ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金192万8,000円の補正は、国では農林水産行政サービスのオンライン化を目指し、自治体に農林水産省共通申請サービスの導入を進めており、経営所得安定対策推進事業の補助金申請業務についてサービス導入を図るため、事業主体である砂川市農業再生協議会へシステムの導入に係る経費を補助するものであります。

次に、20ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金72万1,000円の補正は、商店街店舗整備事業として商店街の活性化を図り、商業地域等の空き建築物を解消するため、空き建築物活用により新規出店しようとする者に対し改装費の一部を補助するものであります。次に、二重丸、地方創生臨時交付金事業（地域経済対応分）に要する経費の中小企業振興対策事業で商店会連合会商品券発行事業補助金200万円の補正は、砂川市商店会連合会が主催し、年末に実施する冬の大売出しウインターチャンスセールで配付される砂商連加盟店専用商品券の増刷経費を助成し、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により客足が遠のくなど厳しい状況が続く中心市街地及び商店街の購買行動を促すものであり、飲食業限定プレミアム商品券発行事業補助金746万9,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により客足が遠のくなど厳しい状況が続く飲食業に限定して12月31日まで実施している第2弾の飲食業限定プレミアム商品券発行事業について、年始シーズンを迎えたさらなる景気回復を目的に利用期限を来年2月末まで延長するとともに、第3弾として同じ利用期限の商品券を追加販売する商工会議所、北観協、社交飲食協会、砂川市の

共催によるプレミアム商品券発行事業に補助するものであります。

次に、22ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で一つ丸、学校管理に要する経費の光熱水費1,801万2,000円の補正は、電気料金が原油等燃料価格高騰の影響により燃料費調整単価が大幅に上昇しており、今後もこの状況は続くものと見込まれ、小学校3校では電気蓄熱暖房を使用しているため影響が大きく、予算不足が見込まれることから補正するものであります。

同じく3項中学校費、1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の光熱水費1,337万3,000円の補正は、電気料金が小学校と同じ状況であり、砂川中学校では電気蓄熱暖房を使用しているため影響が大きく、予算不足が見込まれることから補正するものであります。二重丸、市立中学校の統合に要する経費310万円の補正は、令和5年4月に砂川中学校及び石山中学校を統合するに当たり、石山中学校にある机や椅子等の学校備品を砂川中学校へ、また砂川中学校で不要となる学校備品を石山中学校へ一時保管するほか、石山中学校理科室の薬品について各種法令に基づき専門業者により処理を行う経費であり、移転業務委託料261万4,000円及び薬品廃棄手数料ほか、その他の経費48万6,000円であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金7,539万6,000円の補正は、障害者福祉総合支援事業費及び地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

16款道支出金で1,183万7,000円の補正は、経営所得安定対策直接支払支援事業費補助金及び知事・道議選挙費委託金であります。

以上が歳入であります。

なお、24ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第9号、議案第12号の

一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私は、議案第7号です。職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての総括質疑を行います。

提案説明があったのですけれども、ここ数年の人事院の給与勧告の動向についてをまずお伺いいたします。

それと、給与の附属説明資料を見ていますと、特に職員の月給の関係なのですけれども、あまり多くない額ですが、上がっている号と級の人と、それから全く上がっていない人もいるので、その辺ところ詳しくお伺いします。

それから、今回の給与改定に伴っての影響額についてをお伺いします。

以上です。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 2点ほどご質問いただきました。

まず、ここ数年の人事院勧告の動向ということでございます。給料表の改定につきまして、令和2年度と3年度は改定がございましたが、今年度につきましては民間企業における賃金の引上げの動向に加えまして、人材確保の観点から初任給、若年層を中心に3年ぶりに平均で0.23%の引上げ改定となっているところであります。

それから、給与改定に伴う影響ということでありまして、若年層を中心に改定がございまして、級にしては一部4級、5級も改定はありますけれども、高齢者についてはベースアップがないという状況でございます。

それと、市役所職員全体の影響額につきまして、給与の引上げ分が約326万円になります。12月の勤勉手当の0.1月の引上げ分と、改定に伴います6月、12月の期末、勤勉手当のはね返し分を合わせた額につきましては約786万円でありまして、総額では1,112万円ほどは影響額として出てございます。このほかに共済費の事業主負担分が152万円ありますので、この増数分を合わせますと全体で1,260万円程度の影響が出るものと見込まれます。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私からは、市立病院側の給与改定に伴う影響額についてご答弁させていただきます。

まず、給料表の改定では、給料の引上げ分で約1,986万円、それと12月勤勉手当の0.1月分の引上げ分と給料の改定に伴う6月、12月の期末、勤勉手当へのはね返し分を合わせた額が2,894万円となりまして、総額で4,881万円となっております。このほかに共済費等の事業主負担分の増額分が約497万円ありまして、それを合わせますと全体で約5,377万円の影響額となるものであります。

○副議長 増山裕司君 ほかにご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第9号、議案第12号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第1号 砂川市一般会計補正予算、その中で債務負担行為の関係で総括質疑をさせていただきたいと思えます。

第2表にスクールバス運行管理委託ということで提案をされているところであります。これについては、砂川中学校と石山中学校が統合になって、来年度から一緒になるといったことから、石山中学校の生徒の皆さんがバスを使って安全に通学をするといったことからの関連であるということで提案説明をいただいたところでありますので、これに関連してお伺いさせていただきたいと思えます。

まずは、今後の運行管理委託への取組のスケジュールについて、どのようになっていくのかについてお伺いをしたいと思えます。

続きまして、運行管理委託へ向けてどのような方法で行っていくのか、その考え方についてもお聞かせをさせていただきたいと思えます。

3点目に、スクールバス運行業務委託仕様書は既に作成されているのか。もし作成されているのであれば、内容も含めて聞かせていただきたいと思います。

4点目に、スクールバス運行に関連して、保護者負担はどのように考えておられるのか、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

最後に、教育委員会で運行管理に関する要綱、要領は作成されているのでしょうか。

以上、5点についてお伺いをさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君（登壇） それでは、スクールバスに関しまして、大きく5点についての質疑がありましたので、順次ご答弁させていただきます。

初めに、委託への取組スケジュールについてでございますが、中学校統合におけるスクールバスにおいては、令和5年4月以降の本格運行を控え、安全かつ安定した運用となるよう、本年11月からの実証調査運行として実際に生徒を乗車させた試験運行などを実施しており、今後においても路面状況や積雪状況等を考慮した冬道の走行確認等を3月までに行うこととしております。また、これらの検証により本格運行に向け並行して運行時間の調整等の改善を図るとともに、運行マニュアル及び緊急対応マニュアルを整備し、適切な運行管理委託につながるよう準備を進めているところであります。

次に、運行管理委託へ向けてどのような方法で行うかについてであります。今回のスクールバスの運行方法については、乗車料金を徴しないなどの要件からスクールバスの運行業務においては旅客自動車運送事業者と貨物自動車運送事業者、いずれも可能であると考えております。スクールバス運行業務を委託する事業者につきましては、市の競争入札参加資格者として登録されている運送事業者による競争入札を予定しているところであり、競争入札の手法として一般競争入札及び指名競争入札のいずれかについては今後検討することとしているところでございます。

次に、仕様書は既に作成されているのかについてであります。現在令和5年4月からの本格運行に備え実証調査運行を進めており、仕様書の内容につきましてはこれら検証を踏まえて登下校の送迎回数等の運行業務をはじめ、車両点検や管理及び緊急時の対応などの項目を明記する予定であり、安全かつ安定した走行となるよう精査を行った上で作成したいと考えております。

次に、保護者負担はどのように考えているのかについてであります。令和3年度より学識経験者、学校関係者、保護者等により構成された砂川市立小中学校統合準備委員会を設置し、スクールバスに関し協議を進めてきましたが、保護者負担につきましては中学校統合に伴い、令和5年度から遠距離通学となる事情を考慮し、通学支援策として利用料金を無料とする旨、提言書としてまとめられ、これらを受け教育委員会会議においても料金は徴収しないことと決定したところであります。

次に、要綱、要領は作成されているのかについてであります。現在砂川市立小中学校統合準備委員会においてスクールバスにおける運行管理に関しての利用の手引、運行マニュアル、緊急対応マニュアルなどについて協議を進めているところであります。このことから、統合準備委員会のご意見を踏まえ、利用の手引や各種マニュアルを基に、その上で運用に関わる要綱、要領を作成したいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、3回しかございませんので、今答弁いただいて、説明いただいた部分ではこういう形なのだということについては理解をさせていただきたいと思ます。

まずもって運行管理委託、取組のスケジュール等についても、今実証運行ということで11月からされていたということと、それを含めて運行マニュアル等、または安全に関する緊急マニュアル等の作成についてを進めていこうといったことは分かりました。

それぞれお聞きしますけれども、管理者区分があるので、場合によっては一緒になって質疑する部分あるかもしれませんが、まずは1つ、このマニュアルなのですけれども、そもそも私は3番目にスクールバス運行業務委託仕様書は既に作成されておりますかとお尋ねしたところであります。ある部分では、この仕様書自体がマニュアルに近い部分があるのだらうと思っております。仕様書については、まだこれからいろいろな状況も含めて、

また統合準備委員会との関係もあるということで、今後作成していこうということでありました。それで、マニュアルの関係だったので、仕様書の関係でスクールバスを導入されている他の自治体、全てではございませんが、その中には運行業務委託仕様書というものをしっかりと作成されているところがあります。端的に言うと、事業運営に関する基本方針、委託業務の概要、事業主体とか履行期間、運行方法、資格要件、使用車両、乗務員、保険、保険というのは損害保険の関係かと思いますが、そういった概要があったり、業務内容及び管理基準ということで、運行計画の打合せ協議に関する事項、運行開始までの乗務員等に対する研修、乗務員の研修など、車両の保管及び管理、運行に使用する車両、安全運行に関する対応などといったことであります。さらには、今回は一般旅客と貨物の関係の、それを受けている業者の皆さんが対応可能なのかと今までの答弁をお伺いしたところではありますが、そういった中でも道路交通法とか道路交通法施行令といった関係する法令がしっかりある中で、そういったものも遵守しながらやっていかなければならないものだと思います。果たしてマニュアルの中でそれができるのかどうか。であれば、私はしっかりとした運行業務委託仕様書なるものを作った中で、今後令和5年4月から運行が始まっていくわけですが、その間にしっかりと作っていかなければいけないものであるのではないかと思いますので、この辺の考え方をいま一度お聞かせいただきたいと思えます。

また、2番目に運行管理委託へ向けてどのような方法で行うのかの考え方についてということでお聞かせをいただきました。端的に言いますと、一般競争入札もしくは指名競争入札とお話をされたのかと思っておりますが、スクールバスを導入されている他の自治体を見ますと、最近ではプロポーザル方式を使って業者、業務委託を選定している場合と、今言われたように一般競争入札とか指名競争入札もあるのですが、そのほかに恐らくそれぞれ自治体の地域性というのか、そういったことも関連して、例えば委託業務選定委員会という形もつくった中でやられているところもあります。そう考えたときに、今回は一般競争入札または指名競争入札という答弁があったわけですが、プロポーザル方式も含めながら、そういったことも検討としてあったのかどうか、それを聞かせていただきたいと思えます。

それと、スクールバス運行に関連して保護者負担はどのように考えているのかについては、遠距離通学といったことからスクールバスを利用する児童生徒、保護者の皆さんには無償でといったお話をいただいたのかと思っておりますが、ずっと続けてほしいのです、私は。令和8年になると、義務教育学校で今度小学校の子供たちがスクールバスを使う部分が出てくるのかと思うのですが、これは私がまだ若いときにあったのが砂川小学校と宮城の沢小学校が統合するときに、宮城の沢小学校の子供たちは砂川小学校まで距離的に遠くて、たしか在籍している子供たちには通学の関係で支援というか、補助みたいなことをやられていて、間違っていたらごめんなさい。ただ、その子供たちが在籍していると

きはいいのだけれども、卒業後には何か順次そういった支援というのがなくなってきた経緯があったように私は覚えているものですから、今後基本的に距離的には遠いわけですから、スクールバスは我々にとっては無償だと思っているのですが、ただもう一つ、全国的なデータを見たときに、地域との連携で、場合によっては保護者の皆さんと共にスクールバスの運行に関わりながら、一部負担も数値的に出てきた部分あったものですから、将来的に含めて私はできたらこの場で、これからもずっと無償ですよと言っただけで大変ありがたいと思うのですが、その辺の考え方はいかがなものかと聞かせていただきたいと思います。

5点目の教育委員会で運行管理に関する要綱、要領作成ということなのですが、これも結構スクールバスを導入されている自治体の中には、例えばスクールバス運行管理に関する要綱とか、バス配送車運行管理委託業務取扱要綱とか、あとスクールバス管理運営要綱といった部分で作成されているところがあります。大体これを見ますと、教育委員会の告示でもって運行管理要綱ということで作成されている部分があるのですが、私はこういったきちんとした要綱を作って、教育委員会としての責任というよりも、教育委員会の位置づけとしてそういうものを作って、それを使ってきちんと対応するといったことに必要性があるのではないかと思うのですが、このことについても含めて、考え方を改めて聞かせていただければと思います。

2回目を終わります。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 4点の質疑と思います。順次ご答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、委託の仕様書の作成について、安全運行面も含めた部分での作成ということでございました。1回目の答弁でもお答えした中に、現在運行のマニュアル等を作っております。安全運行等については特にマニュアル等で記載をしているような状況でございます。どちらかといいますと、仕様書については委託の内容を主に記載をしている項目が多いというところで、安全運行の部分も入っているのですが、特に委託内容、こういう内容をやってくれというところが仕様書としての中身が多いというところでございます。いずれにしても、マニュアル等では現在の実証運行事業の中にも運行日誌あるいは日常の点検、運行後の点検等を記載している、生徒の乗降時のチェックとか、ここら辺についてもマニュアル等ではうたっているところでございます。

続きまして、2点目として選定の関係で、競争入札ではなくて選定委員会とかで、プロポーザル方式は検討しなかったのかというご質問でございますが、既にスクールバス等を導入しているところの市町におきまして、随契で運行しているという自治体があるというのは承知をしているところでございますが、調査によると、実態的には運行は可能ところが1社しかない、あるいは最初入札して、次の年から随契をしているという内容もあり

ました。砂川市においては、委託可能事業者がある程度複数見込まれることや、今回はバスを貸与しての運行でもあり、競争入札による選定方法で実施をしたいと考えております。

続きまして、料金の関係の保護者負担の考え方でございます。今般の債務負担行為によるスクールバス運行におきましては、中学校の統合に伴う遠距離児童となることから、通学支援策としての導入であり、料金を無料と決めたところでございます。また、今後令和8年度からの義務教育学校開校時においても、同じように学校規模の適正配置、適正規模からの統廃合というところでもございますので、スクールバスの運用は必須と考えまして、今後統合準備委員会の中でも対象の範囲とか経路などについて協議をするところでございます。料金体系については、現在の中学校と同じような考えになるということで進めていくものと考えております。将来に向けては、今の段階でございますので、そのときの社会情勢、財政状況などから判断するものと考えております。

次に、要綱、要領の作成についてはどういう考えかというところでございますが、現在スクールバスにおける生徒向けの利用マニュアル、運行マニュアル、緊急対応マニュアルについて作成中でございますので、要綱、要領の関係については、これらの部分について運用に係るものをまとめた形になろうと思っておりますが、今後要綱、要領については作成する方向と考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 最後の質疑になります。

おおむね今次長から答弁いただきましたので、ある程度理解をさせていただきたいと思っています。

基本的には、今回スクールバスの導入もされて、いよいよ運行管理委託を進めていくといった状況になってくるのかと思っております。今現在も道路運送法が改正されて、限定的ながら自家用、白ナンバーで運送事業が認められつつあり、規制緩和が進んできているといったことでは、委託をお願いしようという側にとっても、ある部分では幅広い選択肢になっていくのかと思うのですが、ただそういったときに、しっかりとやっていかなければいけないのは、児童生徒の安全という部分では万一の事故に対する体制づくり、先ほど緊急のマニュアルも作成してということありましたけれども、こういったことをしっかりとやっていかなければいけないのかと思っておりますし、またこれについても、教育委員会の中でそれに精通した、もしくはそれに精通できるような、準じた職員の皆さんもいなければ、例えば管理委託をお任せして、お任せっきりでなくて、何かあっても教育委員会としても対応ができるといった体制づくりというのが私は必要なのかと思っております。そういった部分で、総括ですから、考え方だけを聞かせていただければと思うのですが、今最後に私がお話をした件でその考え方を含めて聞かせていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 今般のスクールバス運行の管理に関しまして、運送業者に業務

委託をして実施をするところでございますが、通常委託先の運行業者におきましては、営業であれば運行管理者等がいて、ある程度安全管理による知識は非常に日常的からあるところだと思います。片や、今議員言われるように、我々はスクールバスの運行ということでは初めての部分でございます。担当職員も既に導入している市町村からの情報、あるいは運輸局への照会をしながら業務を進めているところでございます。

また、一方市では砂川市の自動車の安全運転及び整備管理規則を定めて、車両の安全確保及び安全運転の推進を図っているところでございます。安全運転については、共通する部分もございますので、研修も必要なところかもしれません。これらの担当とも連携しながら委託先の安全運行への取組を確認しながらスクールバスの安全、安心な運行に心がけていきたいと存じます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 一般会計予算で総括質疑を行います。

実は、私も同じ債務負担行為のスクールバス運行の管理委託についてなのですけれども、前にやられた沢田議員、私も総務文教委員なのです。その総務文教委員が2人で総括質疑を聞くということ自体、教育委員会が総務文教委員会に対する情報が少ないということのあかしなのです、実は。もっと総務文教委員会でこのスクールバスの細かい内容を報告しておいていただければ、この壇上で質疑をする必要もなかったかと思うような内容です。

重複するところもあるので、その辺は避けながらお伺いしていきますけれども、そもそもこのスクールバスの運行業務の委託内容、ここが分かりません。総務文教委員会でもバスが3台購入されて、実証実験の1日、生徒たちも一緒に乗りながらバスを見させてもらったり、1コースだけでしたけれども、一緒に乗って、どんな状況かというのは分かりました。ただ、それは学校の行き帰りだけの話でして、例えば部活のときどうするのかとか、これは前にも委員会で聞いていましたけれども、夏休み、冬休み、部活のときはこのスクールバスが利用できるのかどうなのか、こんなことも今まで一切報告がないので、今お伺いするのですけれども、つまりこの運行業務の委託内容、どんなふうになっているのか、ここら辺をまずお伺いをします。

それと、3年間委託ということになるわけですけれども、これも砂川市にとってみればスクールバスで生徒、もっと言えば義務教育学校になったら小学校1年生からの子供たちを安全に運ぶ、通学させるという、初めてのことだと思えるわけです。それで、この予算書でいくと3年間、誰か業者さんが決まれば、その方が3年間やっていくということになっていくわけですけれども、大丈夫なのかと実は思うのです。この前、視察で1回、何十分間か乗っただけでも、実際に乗ってみるとこんなことあるな、こんなことあるなど、このコースはいいのだろうか、この道路はきちんといいだろうかということがたくさん私の中でも出てきたのです。そんなことを考えると、実証実験もそろそろ終わるのですか。ということになると、少し3年間1業者に、比較は悪いですが、例えば今までそういう

ことをやってきたというのは、ごみの収集だとか給食の運搬だとか、物を運んだりということとは決まった内容で分かるのですけれども、とにかく人を運ぶということをやするわけですから、私具体的に言えば1年なら1年やってみて、それでどうなのだろうともう一回検証してみるとか、そんな細かい配慮が必要なのではないかと思うのですけれども、その辺も含めてお伺いをします。

それから、3コースになるのですけれども、どうも今のお話でいくと、1業者さんになるような感じなのですが、この辺ももう1業者さんでいいのかどうかという点も併せてお伺いをいたします。

以上です。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 (登壇) 大きく3点についてご質疑をいただきましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、委託内容についてでございますが、スクールバス運行においては令和5年度の中学校統合に伴い遠距離通学となる石山中学校の生徒を対象として、先般市が購入した3台の中型バスを利用し、3つの経路で運行するものであります。業務につきましては、平日の登下校や土曜日、祝日、長期休業中の部活動、学校教育活動での臨時運行としての運転業務のほか、生徒の乗降時のチェック、事故等の際の緊急対応及び車両の点検、整備、保管としているところでございます。

次に、3年間の委託とする理由についてであります。スクールバスの運行業務の委託におきましては、安全で安定的な運用を図るため、複数年契約とすることで運転手等の人材確保など、企業経営の見通しが立てやすくなると考えたところであります。さきの先進自治体におきましても、単年度契約の場合は随意契約が多く、また入札の場合では3年もしくは5年契約と一定期間を同一業者としていることが見受けられる状況にあります。現在実証実験の運行をしておりますけれども、これらの状況を踏まえまして本格運行につなげたいと思います。このことから、本市においても複数年契約を行うこととし、スクールバスの運行の再編が想定される令和8年度の義務教育学校開校時までの3か年を委託期間とするところでございます。

続きまして、1事業者にするのかというところでございますが、令和5年度の中学校統合に伴うスクールバスの運行につきましては、3つの経路を進めておりますが、委託契約につきましては不測の事態が発生した際などのリスク管理の観点や事業所の規模などを考え、基本的には経路ごとの入札と考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 予算審査特別委員会もあるので、細かいことは今は避けましても、大事なことです。次長の答弁の仕方がすると流れてしまうので、なかなか印象に残りづらいのですけれども、行き帰りだけではなくて、休日も土曜日長期休業の部活も運

行の対象になるとおっしゃったのですか。こんな大事なことをここで聞くとはまさに思わなかったのですけれども、委員会で私が質疑をしているときは、これは部活をきちんとやるために、石山中学校の子供たちがきちんと部活できるようにというのがまず統合のそもそもの大きな理由でもあったわけです、教育長としては。長期休業のときにもしもやらないのだったら、それはおかしいのではないかと話をして、何の回答もないまま今日まで来たのです。でも、今になってみると、私の言ったことが通ったということではあるのかもしれないのですけれども、もう少し大事なことだと私は思うのです。もちろん行き帰りというのは誰もが想像できることであって、だけれども当然休日だとか土曜日だとか、また長期休業といったら結構長いですから、夏休みも冬休みも。その部活のたびに車出すということになれば、業者さんも大変だということはある。これから入札にかかっていくわけですから、それを承知の上で事業者さんは入札をしてくるということになるのでしょうかけれども、少なくとも教育長、何でこの場でこういう大事な話が私たちの質疑を通してではないと出てこないのかというのが、どうしてこういうことになるのかということをお伺いします。こうだと、委員会とは一体何なのだろうと、私は正直思っているところなのですけれども。

それから、3年間委託する理由を私聞きました。それは、事業所さんにとってみれば、3年間ならきちんと人も確保して、3年間は取りあえずはお金になると、こういうことにはなってくるのだらうと思うのですけれども、先ほど私が演壇で言ったことは何かというと、物を運ぶのではないよと。大事な子供たちの命を運ぶのと同じことなのですよとお話をしたのですけれども、業者さんにとって、いかに効率よくとか、事業がしやすいようにではなく、基本的なことは毎日通学する子供たちの命をどう守っていけばきちんと通学をしていけるのだらうかということが基本中の基本だと思うのです、このスクールバスの運行というのは。だとすれば、まだ訳も分からない、砂川市としては経験も何もないスクールバスの運行というものに対して、3年間お願いしますと言ってしまっているものなのかと私は今思います。そこに対しても、もう一度お伺いをします。

今度は、3コースになる予定だけれども、どうするのですかと聞いたら、経路ごとに入札をするという話ですよね。何か答弁が矛盾していると、私だけかも分からないけれども、感じるのです。3コースごとに入札をするということになれば、当然短いコースのところもあるし、そこに、例えば長期休業みたいなときにどこのコースに当てはまって、どの業者さんがやっていくのかということも分からないし、こういうことというのは今後しっかり詰めていくという話なのではないでしょうか。だけれども、私たち議会はここでこれを決めれば、全部フリーハンドで、前にも言った覚えがある。教育委員会に任せるという話なのです。それには、あまりにも今情報がなさ過ぎませんか、こう思うのが私だけならそれはそれでいいのですけれども、3コースをそれぞれの経路ごとに入札をしていくという、この理由をもう少し詳しくお話をいただければと思います。

以上です。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から1点目の部活の関係、スクールバスを出すというお話に関係してご答弁を申し上げたいと思います。

もちろん常任委員会の中ではご質問をいただきました。石山中学校から砂川中学校に通って部活をする際には、平日はスクールバスが運行しますが、長期休業中、そして土曜、日曜、祝日と、この関係をどのようにするかと。このところは、スクールバスをどのように運用するかという部分が準備委員会の中でも随時検討されておまして、その中で出てきた部分については、鋭意常任委員会にも報告をさせていただくということにしておりますけれども、この確定部分といいますか、今回計上させていただいていますが、ここについては細かい部分がもしかするとその時点で抜けていたかもしれませんけれども、見通しとしては、例えば部活も土曜、日曜のうち、今もそうですが、どちらか一方を部活をして、どちらか一方を部活を休むということをしてしておりますので、今の状況の中でいくと、土曜日を想定しながら部活便を出していくと。それに踏まえて、夏休み、冬休みの長期休業中も部活がある場合にはそれを出していくという考え方を持っておりますので、このところは全体の枠の中ではそういう形で進めておきますけれども、詳細を、まだこの準備委員会の中で詰めるものがあればそれは詰めて、予算上との絡みもありますけれども、その手法についてはまた随時報告をさせていただきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 私からは、まず人を運ぶということでの考え方というところがございます。今般スクールバスの運行は、石山学校の生徒だけを対象として乗車料金を徴しないことでの運行を行うものであります。国からの旅客運送事業許可等も不要であり、自家用の扱いとなるところでございますが、一方一般的に貨物自動車運送事業者を含め営業を行っている運送事業者は、道路運送法などに基づき運転手の指導監督や保守管理、安全運転の指示等を行う運行管理者が選任され、安全運転に努めているところでございます。また、一方市でも現在の入札参加資格状況において市内の旅客自動車運送事業者での登録が1社という状況もあります。スクールバスの運行は3路線であり、今後令和8年度の義務教育学校ではさらに運行が増えるようなこともございます。このようなことも含めまして、貨物自動車運送事業も含めた運送事業者を入札参加ということで今のところ考えているものでございます。

続きまして、コースごとに入札ということで、最終的に1事業者というお話がありました。今の考えにおきましては、各路線ごとに経路も違うというところもございますが、そこに先ほどの部活動便といいますか、部活動としての土曜日、祝日、長期休業中の運行をどこかのコースにくっつける、あるいは学校での教育活動に関する便をどこかのコースのところにくっつけるとか、そういう各路線のところにプラスアルファするようなものも出

てきた中でのそれぞれの路線ごとの入札、この路線にここは部活の便も加えるとか、この路線にここは学校教育活動に関する臨時運行便も加えるとか、そのような入札になるようなことを考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 時間がないのでしょうか。ただ、いろいろ考えるところでは、学校に関して最近のこのいろいろなことを、何かいつも時間がないから決めてくれ、決めてくれという感じがして仕方がないのですけれども、教育長は先ほどおっしゃっていましたが、細かい部分はこれから委員会にも報告してと。これは、すごく大事な話だったことなのですけれども、今日質問するので調べてきたのですけれども、今年8月4日には第3回の統合準備委員会で長期休業、今おっしゃっていた休日、土曜日、長期休業の運行はやると決まりましたよね。当然教育長もこういう話は報告を受けていますよね。その後、総務文教委員会は8月ありました。10月ありました。11月ありました。ここで何にも報告がないです。教育長、なぜ総務文教委員会に、これは細かいささいなことではないでしょう。それによって、どれだけお金かかっていくかということに関わりあるのだもの。それだけ動かすのですから、その長期休業でも何でも。そのことを一切委員会報告しないで、今日に来ているのです。これから、細かいことは委員会に報告するなんていうこと信じられますか。何で教育長がしっかりと、これは大事なことから、きちんと委員会に報告しろと指示をしてくれないのですか。そこをお伺いします。

それと、入札結果も出ているので、お話をしてもいいと思うのですけれども、今回のスクールバスの実証調査運行管理委託業務というのが10月に入札公告をして、それでもちろん落札業者さんが決まっています。ここは、予定価格が129万円ほどあったのですけれども、落札決定された業者さんは33万円で落札しているのです。安いと私思って、安いのはいいのです。当然最低制限価格を設けていませんので、一番安いところに決まるのはいいのです。ただ、あまりにも安くありませんかというのは疑問には思いました。この実証実験というのは、物すごく大事なことです。本番で子供たち乗せて、やる前にどういうところが問題で、どういうところがどうなのだろうというしっかりしたデータを積み重ねていくのがこの実証実験だと思うので、これを持っているところはえらく有利でしょう。同じことで意味での平等な競争入札になるのかどうかというぐらいに不安などうか、大事な情報になりますよね、このことは。こういうことは、しっかり今後のためにも私はやっていかなければならないと思うので、当然入札のときにはその業者さんの持っているいろいろな細かいデータ、いろいろなことは教育委員会に当然報告されるから、この実証実験というのが行われていくのだろうと思うので、当然皆さんにどうか、私たち議会にも報告されるような内容になっていくのだろうと私は思っていますけれども、その辺のところも併せてお伺いをします。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 それでは、私から常任委員会の報告ということでご質問ありましたので、お答えをさせていただきたいと思いますが、まず細かい部分というのは、今現在準備委員会で議論をしたり実証運行をしたり、ここで時間ですとか経由とか、そういうものが決まっていきますので、それはもう随時ご報告をさせていただきたいということでお話をしたわけですが、実際にその方向性を議会に、特に部活の部分ですが、これも質問を受けて、その方向性で検討していますというお答えは確かにさせていただきましたが、これを明確に準備委員会にその方向性を持って議会で、議会といいますか、総務文教委員会できちんとその項目を立てて報告すればよかったとなると思いますが、全体の準備委員会の中の報告ですとか、その部分は随時定例会開会以外の総務文教委員会の中では報告をさせていただきながら質疑をいただいていたと認識はさせていただいております。

〔「していないと言っているんです」と呼ぶ者あり〕

方向性については、お答えをたしかさせていただいたと思っています。

それから、実証実験も含めた、この入札の在り方ということですが、これもこの実証実験を踏まえたものを加味して仕様書等を作って、その上で入札に入っていただくということですので、ここはどうしても、そこを取ったところが言われるように有利、不利というのはあるかどうかというのはありますけれども、実際には今度は3経路、きちんとそれぞれ入札をさせていただくということですので、それを踏まえた仕様書を作って入札に参加をいただくという考え方を持っていますので、このところはご理解をいただきたいと思えます。

○副議長 増山裕司君 ほかにご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております8議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○副議長 増山裕司君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○副議長 増山裕司君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後 1時56分